

3月14日（第4日）

3月14日(木)第4日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	沖也寸志
11番	沖元大洋	12番	上松英邦
13番	吉野伸康	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	酒永光志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	総務部長	奥田修三
企画部長	畑河内真	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	高橋龍二	土木建築部長	西川貴則
教育部長	山井法男	消防長	丸石正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸
事務局専門員	流田洋充

議事日程

日程第1	議案第43号	江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第2	議案第44号	江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
日程第3	議案第1号	令和6年度江田島市一般会計予算
日程第4	議案第2号	令和6年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第3号	令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第4号	令和6年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算
日程第7	議案第5号	令和6年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算
日程第8	議案第6号	令和6年度江田島市港湾管理特別会計予算

- 日程第 9 議案第 7 号 令和 6 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 8 号 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 9 号 令和 6 年度江田島市交通船事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 10 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計予算
- 日程第 13 委員会の閉会中継続審査の申出の承認について
- 日程第 14 発議第 1 号 議会改革推進特別委員会設置に関する決議案の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和6年第1回江田島市議会定例会4日目を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第43号

○議長（酒永光志君） 日程第1、議案第43号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてを議案といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。本日もどうぞよろしく願いたします。

ただいま上程されました、議案第43号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第43号について説明します。

議案書2ページ、3ページが改正条文、4ページ、5ページに新旧対照表、6ページに参考資料として説明資料を添付しております。

6ページの参考資料により、改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

地方税法及び地方税施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、江田島市税条例の一部を改正するものです。

2、改正の主な内容について。

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、当該災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の対象とすることができる特例を設けるものです。

3、施行期日について。

施行期日は公布の日といたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第44号

○議長（酒永光志君） 日程第2、議案第44号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第44号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険料率及び保険料段階の区分の見直しに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第44号につきまして御説明をいたします。

議案書8ページに改正条文を、9ページから10ページに新旧対照表を、11ページ

から12ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、11ページをお願いいたします。

1、介護保険料率の改定及び新たな保険料段階の区分の創設でございます。

介護保険料につきましては、介護保険法によりまして3年に一度見直しをすることになっております。

そのため新年度、令和6年度から令和8年度までの新たな介護保険事業計画でございます江田島市第9期介護保険事業計画に基づきまして、第1号被保険者の方の保険料率及び保険料の段階の区分を見直すものでございます。

その具体的な内容を表に記載をしております。

まず、基準の保険料につきましては、表の真ん中よりも少し下、第5段階にお示しておりますとおり、この保険料率は1.0であり、ここが標準でございます。

現行では、年額6万7,200円で、月に換算をいたしますと5,600円でございます。この基準となります年額は、改正は行わず、今年度までの3年間と同額となっております。

次に、改正する部分でございます。

今回の改正内容は、国の介護保険法施行令の改正に伴いまして、段階の区分を現行の9区分から13区分へ4区分を増やし、介護保険料率の一部を改正いたします。

まず、第1段階から第3段階までの方は、保険料率の変更がございます。

第1段階の方では、保険料率が改正前の0.5から改正後の0.455となり、介護保険料年額が3万3,600円から3万5,000円へ減額されることとなります。

なお、実際の市民の皆様の負担額は軽減措置が適用され、保険料率は0.3から0.285へ、年額では2万1,000円が1万9,100円となるものでございます。

同様に、第2段階や第3段階でも保険料率や保険料の減がございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

第9段階が、保険料率1.7、保険料11万4,200円で、今までこれを上限としていたものを、所得の区分によりまして、さらに、13段階まで新設をし、第10段階では、保険料率1.9、保険料12万7,600円、第11段階では、2.1の14万1,100円、第12段階では、2.3の15万4,500円、第13段階では、2.4の16万1,200円とするものでございます。

これは、所得に応じまして、細分化をし、より高所得者の方に負担をしていただき、低所得者の方の負担を軽減するものでございます。

2の施行期日でございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第1号～日程第12 議案第10号

○議長(酒永光志君) この際、日程第3、議案第1号 令和6年度江田島市一般会計予算から、日程第12、議案第10号 令和6年度江田島市下水道事業会計予算までの10議案を一括議題といたします。

本10議案について、上松英邦予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

上松委員長

○予算審査特別委員会委員長(上松英邦君) 予算審査特別委員会報告をいたします。

令和6年3月14日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

江田島市議会予算審査特別委員会委員長 上松英邦。

本委員会は、令和6年第1回江田島市議会定例会本会議第1日において、付託された議案について、総務文教、産業厚生2分科会に分割し、3月4日、3月5日に総務文教分科会、3月6日、3月8日に産業厚生分科会を開会し、慎重に審査した結果、個別意見、要望事項を付して賛成多数で決したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

まず、審査の結果について申し上げます。

議案第1号 令和6年度江田島市一般会計予算から、議案第10号 令和6年度江田島市下水道事業会計予算までの10議案については、賛成多数により、原案のとおり可決いたしました。

次に、審査の概要について申し上げます。

本委員会に付託された予算の審査に当たっては、本予算に組まれた事務事業が、各行

政分野に適切に配分され、かつ、地域的な均衡が図られているかどうかには主眼を置き、地方自治法第97条第2項に規定されている長の提案権を侵害しないように十分配慮し、議決権の範囲内で慎重に審議を行いました。

2ページを御覧ください。

次に、審査意見について申し上げます。前段部分は省略をいたします。

予算の執行に当たっては、審査の過程で出された各分科会からの個別意見に十分留意され、本市総合計画に掲げる「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に向け、限られた予算で最大限の効果を上げるべく、全力で取り組んでいただきたい。

以上、審査意見といたします。

なお、各分科会から提出された個別意見、要望事項につきましては、次に記載してあるとおりでございますので、今後の行政執行に反映していただくことを要望し、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、上松英邦予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

本10議案についての委員長の報告は、意見をつけ、可決すべきであるとするものでございます。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものでございます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第1号 令和6年度江田島市一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和6年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度江田島市港湾管理特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度江田島市地域開発事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度江田島市交通船事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和6年度江田島市下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第13 委員会の閉会中の継続審査の申出の承認について

○議長(酒永光志君) 日程第13、委員会の閉会中の継続審査の申出の承認についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、平川博之総務文教常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

平川博之総務文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 異議なしと認めます。

よって、平川博之総務文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### 日程第14 発議第1号

○議長(酒永光志君) 日程第14、発議第1号 議会改革推進特別委員会設置に関する決議案の提出についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

岡野数正議員。

○8番(岡野数正君) 発議第1号。

令和6年3月14日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 上本雄一郎。

同じく、山本一也。同じく、平川博之。同じく、長坂実子。同じく、美濃英俊。

議会改革推進特別委員会設置に関する決議案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議会改革推進特別委員会設置に関する決議案。

次のとおり議会改革推進特別委員会を設置する。

1、名称。

議会改革推進特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第109条及び江田島市議会委員会条例第6条。

3、調査事項。

(1) 議会基本条例の検証に関する事項。

(2) 議員の定数及び報酬に関する事項。

(3) 議会活動の活性化に関する事項。

4、委員の定数。

6人の委員をもって構成する。

5、調査期間。

3に掲げる調査が終了するまで。

なお、閉会中においても継続調査を行う。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑、討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議会改革推進特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、筧本 語議員、平本美幸議員、長坂実子議員、岡野数正議員、平川博之議員、浜西金満議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員は、ただいま指名した方を、それぞれ議会改革推進特

別委員に選任することに決定しました。

## 閉 会

○議長（酒永光志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで、令和6年第1回江田島市議会定例会を閉会します。

皆さん、御苦勞さまでした。

（閉会 10時27分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員